

第2章 安全衛生管理体制等

第1節 安全衛生管理体制

(事業場の安全衛生管理体制)

第4条 会員は、法令の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生管理体制を整備しなければならない。

- (1) 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は安全衛生推進者を選任し、労働者の危険又は健康障害を防止する等の職務を行わせること。
- (2) 産業医を選任し、労働者の健康管理、健康の保持増進等の職務を行わせること。
- (3) 労働災害を防止するための管理を必要とする作業について、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その作業を指揮する等の職務を行わせること。
- (4) 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設け、労働者の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項等を調査審議させ、会員に対し意見を述べさせること。
- (5) クレーンの運転等の業務について、当該業務の区分に応じて、免許を受けた者又は技能講習修了者等の資格を有する者にその業務を行わせること。

解 説

第4条は、安衛法令で規定する事業主主体の安全衛生管理体制を適正に整備することを定めている。

(1)では、安衛法令に定める規模の会員において、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者を選任し、その職務を遂行させることを定めている。

(2)では、安衛法令に定める規模の会員において、産業医を選任し、その職務を遂行させることを定めている。

(3)では、安衛法施行令第6条の作業について、作業主任者を選任し、その職務を遂行させることを定めている。

なお、ここでは、管理を必要とする作業を安衛法令上の作業主任者に限定しているが、建設工事においては、その工事の種類、規模等に応じ、様々な管理者等の配置が必要になるので留意することが必要である。各々の管理者は、その役割に応じ、技術的事項を管理することになるが、施工の安全確保のための十分な配慮が必要である。

(4)では、安衛法に定める規模の会員において、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会を設け、危険防止、健康障害防止などについて調査審議をすることを定めている。

これら委員会の調査審議活動は、月1回以上行い、この調査審議結果の議事概要を会員関係労働者に書面、電子媒体等で周知しなければならない。

なお、安衛法に定める規模以下の会員であっても、安衛則において、関係労働者の意見を聴くための措置を講ずることが定められており、関係労働者へ意見を反映して安全衛生活動を行うことが必要である。

(5)では、クレーンの運転等の就業制限業務に関しては、免許者、技能講習修了者等を配置して、その者にその業務を行わせることを定めている。

☆用語の意味☆

- ・ (1)の「労働者の危険又は健康障害を防止する等」の「等」には、労働災害の原因調査・再発防止対策など安衛則に定める事項がある。
- ・ (2)の「健康の保持増進等」の「等」には、健康診断及び面接指導、作業環境の維持管理、健康相談など安衛則に定める事項がある。
- ・ (3)の「作業を指揮する等」の「等」には、作業の方法及び労働者の配置の決定、安全带等及び保護具の使用状況の監視など安衛則に定める作業主任者ごとに定められた職務及び建設業労働災害防止規程で定めた職務がある。
- ・ (4)の「健康の保持増進に関する事項等」の「等」には、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善など安衛則に定める事項がある。
- ・ (5)の「クレーンの運転等」の「等」には、車両系建設機械の運転業務、玉掛け業務などがある。また、「技能講習修了者等」の「等」には、その業務に応じ、建設機械施工技術検定に合格した者、職業能力開発促進法による訓練の修了者などがある。

第4条と主な安衛法令等（適用範囲、資格要件、職務内容等）との関係

区分（管理者 等）	安衛法令等（適用範囲、資格要件、職務内容等）
総括安全衛生管理者	安衛法第10条、安衛法施行令第2条、安衛則第2条、第3条の2
安全管理者	安衛法第11条、安衛法施行令第3条、安衛則第4条、第5条、第6条
衛生管理者	安衛法第12条、安衛法施行令第4条、安衛則第7条～第12条
安全衛生推進者等	安衛法第12条の2、安衛則第12条の2～第12条の4
産業医等	安衛法第13条、第13条の2、安衛法施行令第5条、安衛則第13条～第15条
作業主任者	安衛法第14条、安衛法施行令第6条、安衛則第16条～第18条
安全委員会	安衛法第17条、安衛法施行令第8条、安衛則第21条、第23条
衛生委員会	安衛法第18条、安衛法施行令第9条、安衛則第22条、第23条
安全衛生委員会	安衛法第19条
関係労働者の意見の聴取	安衛則第23条の2
免許、技能講習等の就業制限に係る業務	安衛法第61条、安衛法施行令第20条、安衛則第41条

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「店社安全衛生管理者の手引き」 「改訂版 建設業における安全管理者の手引き」 「新版 建設業安全衛生推進者の手引き—初任時教育テキスト—」 「—リスクアセスメントを取り入れた—建設業における現場管理者のための統括管理の手引き」 「元方事業者による建設現場安全管理指針の解説」 「元方事業者による建設現場安全管理指針の具体的な進め方（指針達成に向けての事例）」 各種作業主任者テキスト

(二以上の請負契約が存する場合における安全衛生管理体制)

第5条 会員は、法令の定めるところにより、元方事業者にあつては統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又は店社安全衛生管理者を、関係請負人にあつては安全衛生責任者を、それぞれ選任し、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するための職務を行わせなければならない。

解説

第5条は、安衛法令で規定する混在作業現場主体の安全衛生管理体制を適正に整備することを定めている。

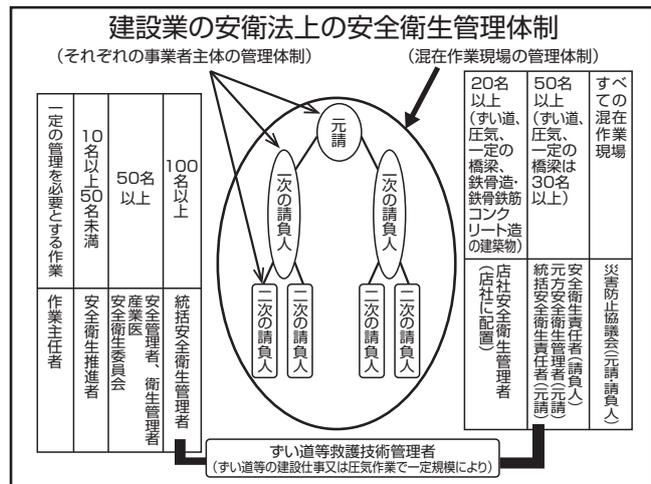
混在作業現場においては、安衛法令の規定に依り、元方事業者として、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者を選任し、現場における労働災害を防止するための職務を遂行することが必要になる。

トンネル工事、圧気工事現場では、規模に応じ、ずい道等救護技術管理者を選任し、そのための職務の遂行も必要になるので留意する。

また、元方事業者が統括安全衛生責任者を選任する場合において、関係請負人は、安全衛生責任者を選任し、安衛則に定める統括安全衛生責任者との連絡、この連絡を受けた事項の関係者への連絡などの職務を遂行させることが必要である。

なお、元請・関係請負人が混在する作業現場（事業場）においては、労働災害防止協議会を設置し、月1回以上同協議会を開催する。これらの責任者・管理者が一堂に会して、工事における労働災害防止のための協議をすることが必要である。

建設業労働災害防止規程第4条、第5条に関しては、「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平19.3.22基発第0322002号）」「元方事業者による建設現場安全管理指針について（平7.4.21基発第267号）」において、その適正な実施のために様々な措置事項が定められているので、これらに留意して、現場における安全衛生管理をすることが必要である。



統括安全衛生責任者等を選任すべき事業場

工事の種類	現場規模			
	20	30	50	労働者数人
ずい道等の建設	※	※	※	統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者 ※=すい道等救護技術管理者
圧気工法による作業	※	※	※	統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者 ※=すい道等救護技術管理者
一定の橋梁の建設				統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設				統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者
その他				統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者

※の箇所、一定規模以上の仕事の場合に、すい道等救護技術管理者を選任。(安衛法施行令9条の2)

第5条と主な安衛法令等（適用範囲、資格要件、職務内容等）との関係

区分(管理者等)	安衛法令等(適用範囲、資格要件、職務内容等)
統括安全衛生責任者	安衛法第15条、第30条、安衛法施行令第7条、安衛則第18条の2
元方安全衛生管理者	安衛法第15条の2、安衛則第18条の3、第18条の4、第18条の5
店社安全衛生管理者	安衛法第15条の3、安衛則第18条の6、第18条の7、第18条の8
安全衛生責任者	安衛法第16条、安衛則第19条
協議組織の設置、運営	安衛法第15条、第30条、安衛則第635条

第2節 自主的な安全衛生活動への取組

(自主的な安全衛生活動の促進)

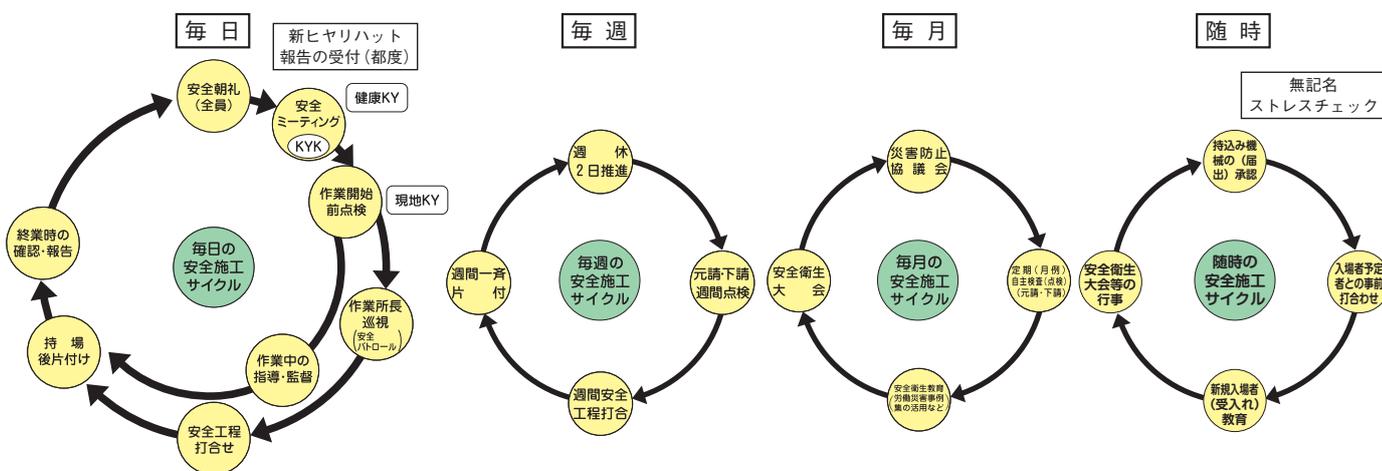
第6条 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、安全施工サイクル活動の実施、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置（リスクアセスメント）の実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めなければならない。

2 会員は、建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用し、労働災害防止に努めなければならない。

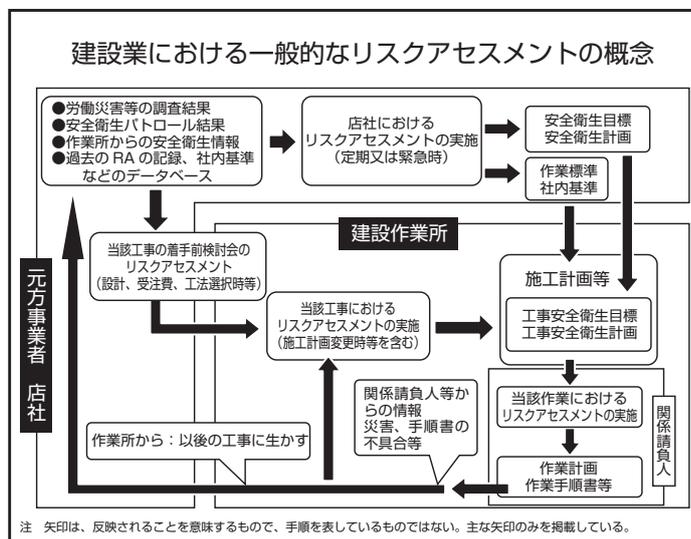
解説

第6条第1項、第2項は、事業場における安全衛生水準の向上のために、安全施工サイクル活動の実施、リスクアセスメントの実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS:コスモス）及び建災防方式「新ヒヤリハット報告」の導入・活用等の自主的な安全衛生管理活動への取組みを進めることを定めている。

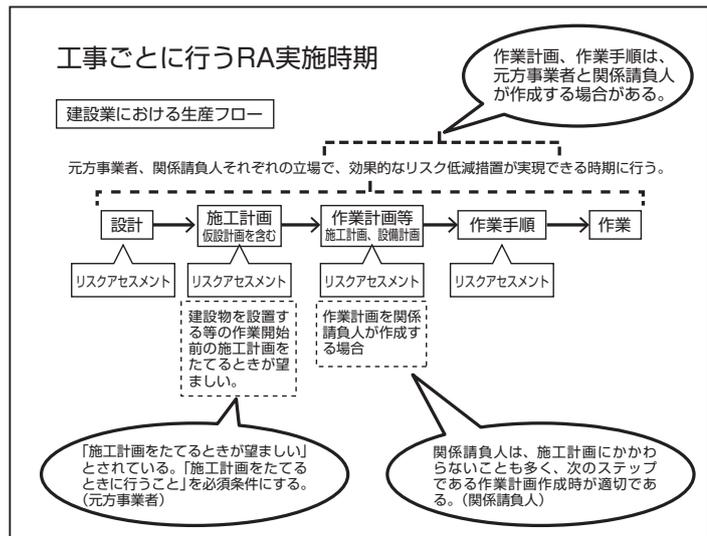
安全施工サイクル活動の実施は、建災防が昭和57年から提唱し、現場に定着している活動であり、施工と安全を一体的にとらえ、施工の中で起こり得る不安全状態、不安全行動を防止し、施工の安全を確保する重要な活動である。毎日、毎週、毎月、随時のサイクル要素の一層適正な運用が求められる。



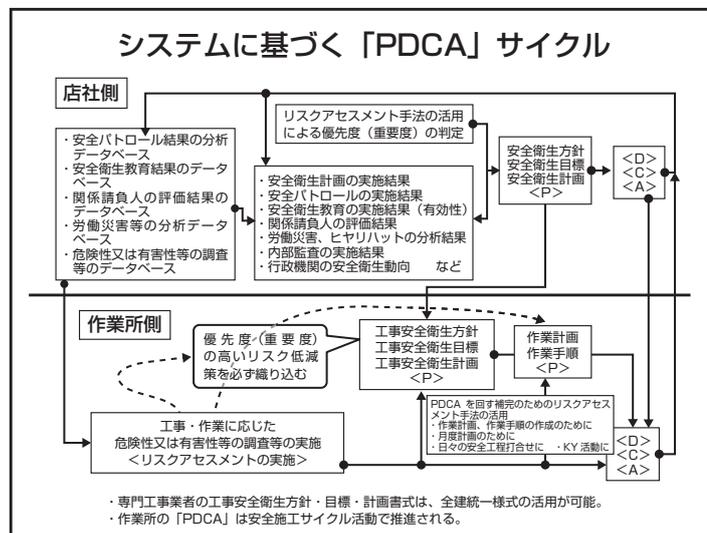
リスクアセスメントの実施については、「建設業のリスクアセスメント（建災防発行）」等のリスクアセスメント関連書籍を活用し、店社、現場（元請・専門工事業者）それぞれにおいて実施するとともに、リスクアセスメントに基づく安全衛生対策を施工の場で実現していくことが必要である。



右図の工事ごとに行うRA実施時期では、元請は、施工計画段階でリスクアセスメントを実施し、その内容を施工計画に反映し、施工の場で実施する、専門工事者（関係請負人）は、作業計画や作業手順作成段階で、リスクアセスメントを実施し、その内容を作業計画や作業手順に反映し、施工の場で実施していくことが必要である。



「COHSMS：コスモス」の導入は、会員企業がこれまで培った安全衛生管理活動のノウハウや、危険性・有害性を排除するためのリスクアセスメントの実施などをシステムとして確立し、マネジメントシステムの共通の原理であるP（計画）D（実施）C（評価）A（改善）を回すことで、会員の店社・現場の安全衛生水準の向上に結び付けるものであり、導入と運用が求められる。



〈ニューコスモス〉COHSMSガイドラインの基本的事項

5.1 店社において必要な基本的事項

- 5.1.1 安全衛生方針の表明
- 5.1.2 労働者の意見の反映
- 5.1.3 システム体制の整備
- 5.1.4 システム教育の実施
- 5.1.5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- 5.1.6 明文化
- 5.1.7 記録
- 5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- 5.1.9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組
- 5.1.10 安全衛生目標の設定
- 5.1.11 安全衛生計画の作成
- 5.1.12 安全衛生計画の実施等
- 5.1.13 緊急事態への対応
- 5.1.14 日常的な点検、改善等
- 5.1.15 労働災害発生原因の調査等
- 5.1.16 システム監査
- 5.1.17 システムの見直し

5.2 作業所において必要な基本的事項

- 5.2.1 工事安全衛生方針の表明
- 5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に係る店社の労働者の意見の反映
- 5.2.3 システム体制の周知等
- 5.2.4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価
- 5.2.5 明文化
- 5.2.6 記録
- 5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定
- 5.2.8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組
- 5.2.9 工事安全衛生目標の設定
- 5.2.10 工事安全衛生計画の作成
- 5.2.11 工事安全衛生計画の実施等
- 5.2.12 緊急事態への対応
- 5.2.13 日常的な点検、改善等
- 5.2.14 労働災害発生原因の調査等

建設現場の新たな災害防止対策—レジリエンス能力を高め、災害ゼロを目指す!—

建災防方式 「新ヒヤリハット報告」 のすすめ



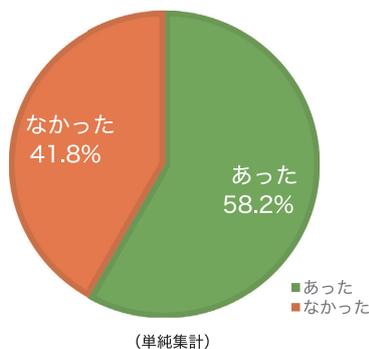
建設業における労働災害は、長期的には減少していますが、近年はその減少率が鈍化しています。

建災防の調査では、「過去1年間において労働災害につながるようなひやりとしたり、はっとしたりした体験（ヒヤリハット体験）」があったと回答した建設工事従事者は約6割となり、高ストレスや不眠の方々のヒヤリハット体験リスクは、そうでない人より1.2～2.0倍高いことが明らかになりました。

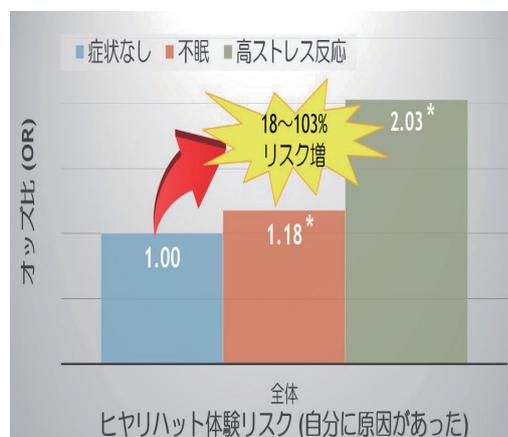
ヒヤリハット体験とメンタルヘルス不調

(問)

あなたは、過去1年間において、労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした体験(ヒヤリ・ハット体験)がありましたか。



ヒヤリハット体験との関連(N=14,266)



Note. * p < 0.05. オッズ比は、性別、年代、経験年数、職種を調整済み。

高ストレス反応、不眠のヒヤリハット体験リスク 1.2~2.0倍

出典:「平成30年度建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会報告書」2019

こうした調査の結果等を踏まえて、建災防では、現状を打破する新たな災害防止のツールとして、人が関わる要因(作業負荷、心身の状態、コミュニケーション、レジリエンス能力等)に着目した建災防方式「新ヒヤリハット報告」を開発しました。

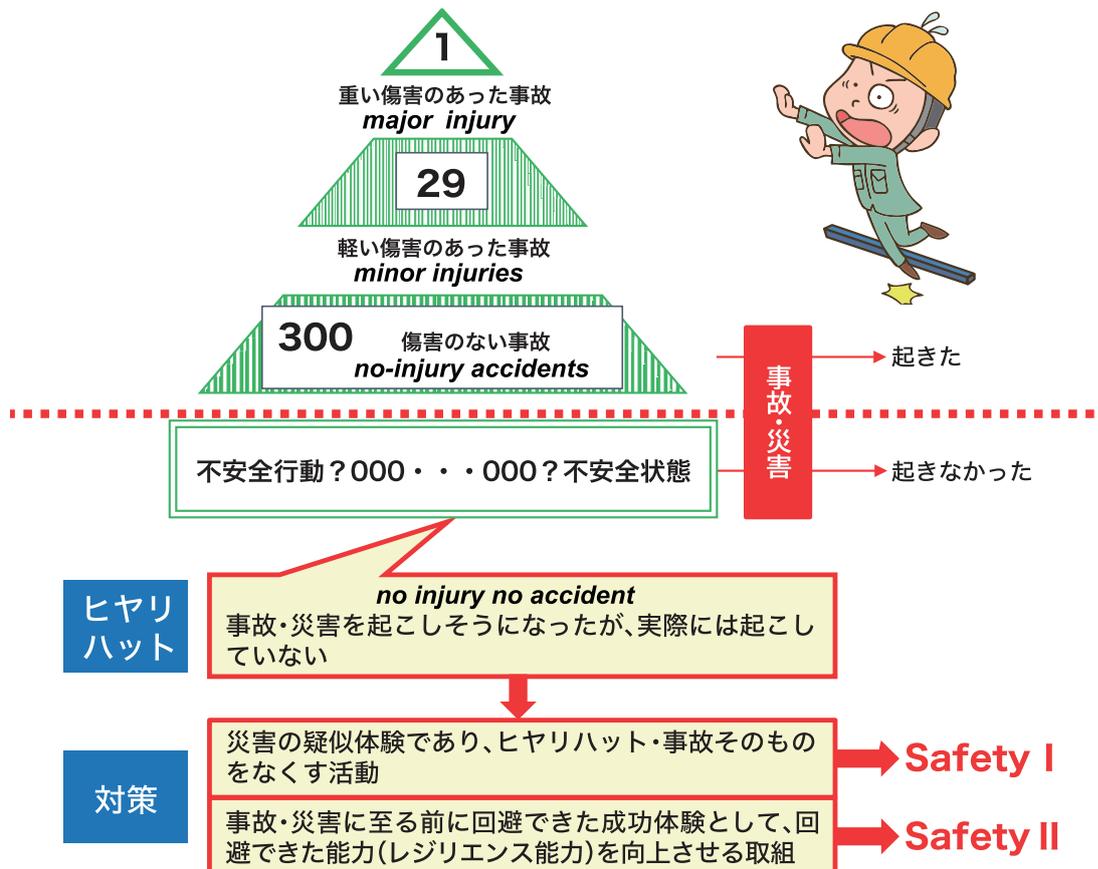
建設業労働災害防止協会

「新ヒヤリハット報告」で災害ゼロを目指す！

ヒヤリハットといえば、有名な「ハインリッヒの法則」に則って、1件の死亡・重傷災害の背後には29件の軽傷災害と、300件のヒヤリハットがあり、1件の重大な死亡事故を防ぐためには300件のヒヤリハットをなくすことが必要であるという説明がなされることが多くあります。

しかしながら、ハインリッヒの原著に立ち返ってみると、1件の重い傷害のあった事故、29件の軽い傷害のあった事故、300件の障害のない事故^(注)はいずれも「事故が起きた」結果の傷害の有無及び程度を意味しており、300件は単なるヒヤリハットではありません。また、ハインリッヒは「傷害を伴うにせよ伴わないにせよ、すべての事故の下におそらく数千に達すると思われる不安全行動と不安全状態が存在する」と指摘しています。

そこで、改めてヒヤリハットは、不安全行動や不安全状態のある状況のなかで事故を起こしそうになったが実際には事故に至らなかった事象、いわば「no injury no accident」と位置づけたうえで、ヒヤリハットが事故や災害に至らなかった理由、事故や災害を回避できた能力、その能力を育成するのに役立った日頃の活動、さらにはストレスなど職場環境がどのような影響を与えているか、を明らかにすることを目的として開発されたのが、建災防方式「新ヒヤリハット報告」です。



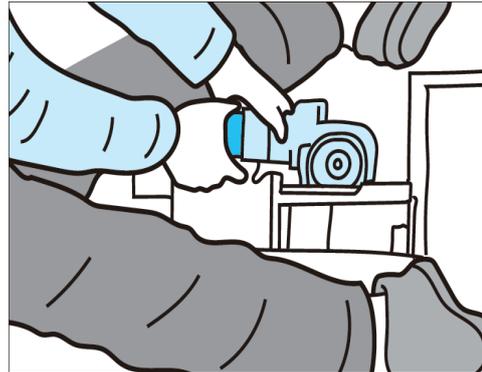
(注)日本語訳では、「災害」となっていますが、「事故」とした方が適切と思われるので、ここでは「事故」と表記します。「災害」については、ILOの定義により人の傷害を伴う出来事であるとして、「事故」と使い分けています。

ヒヤリハットの事例



- 工期が迫っていたため焦りがあった。
- 現場でベビーサンダーを使用しているのはわかっていた。

ヒヤリハットの内容は、地下歩道の改良建築工事において、敷石を敷設する作業を行っていた時、石材の寸法と実測値が合わなかったため、厚い石材（厚さ150ミリ）をベビーサンダーで切断する加工を行っていたところ、サンダーがはねて頭に当たりそうになった、というものである。



0

Safety I（従来の安全衛生対策）

A

直接原因

- ルールを守らなかった
- 道具の選定を誤った

対策

- ルールどおりに現場では石材を加工しない
- 事前に資機材の確認をしっかりと行う
- ルール遵守のための教育実施 ・持ち込み工具の事前確認
- リスクアセスメント、KYの実施

深化した Safety I（ヒューマンファクターの背後要因）

B

背後要因

- 工期が切迫していた
- 資機材の準備不足
- 心身が疲労していた
- 気軽に相談できなかった
- 具体的な対応策がなかった

対策

- 工期や人員配置の適正化
- 資機材配置計画の見直し
- 元下間の連絡相談体制等、円滑なコミュニケーションの実施
- 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックによる職場環境改善

Safety II（レジリエンス能力の向上）

C

レジリエンス

- 跳ねるかもしれないと予見していた
- サンダーの状態を注視していた
- 斜めに構える対処をしていた
- 親方の教えや他事例から学習していた

向上策

- 周囲の状況把握
- 人への目配り
- 日々のKY活動、災害事例周知、コミュニケーション等の実施により組織としてのレジリエンス能力の向上を図る



1

ヒヤリハット



ヒヤリハットをどのように有効な災害防止対策につなげるか？

失敗事例

事故・災害にならず
リカバリーした体験！

成功事例

報告が集まらないのは、ヒヤリハットを出すと「怒られる」という意識から？

ヒヤリハット報告をすると「褒められる」

多様な事例が集まる

HFに関するヒヤリハットの
背後要因がわかる

事故・災害にならずリカ
バリーできる力を高める
ポイントがわかる

ひとりひとりの現場体験と経験知を掬い上げ、新たな安全活動の展開

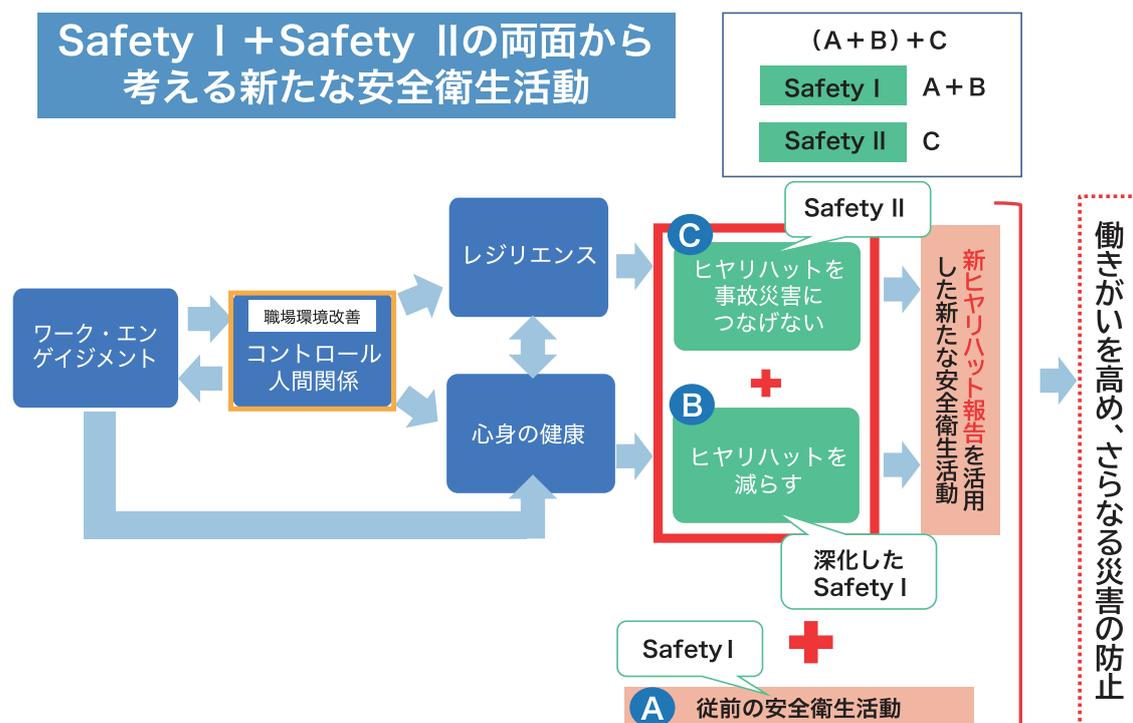




建災防方式「新ヒヤリハット報告」は、実際の災害事例から学んだ再発防止対策を中心としたこれまでの安全衛生対策 (A) に、災害の背景にあるヒューマンファクターへの対応 (B) と、日々刻々と変化する建設工事現場の作業環境に対応するレジリエンス能力の向上 (C) というふたつの新たな視点を盛り込んで構成されています。

これは、これまでの安全衛生活動 (Safety I) に加え、メンタルヘルス等ヒューマンファクターの背後要因に関する対策によりヒヤリハット及び事故・災害そのものを減少させる「深化した Safety I」の取組と、レジリエンス能力を向上させヒヤリハットを事故や災害につなげない「Safety II」の取組を併せて行うことを志向しています。さらには働く人々の心身が健康であるようメンタルヘルス対策の取組や働きがいを表すワーク・エンゲイジメントの向上につながる取組も併せて求めるものです。

■ 新ヒヤリハット報告による新たな視点からの労働災害防止対策について



建災防方式「新ヒヤリハット報告」のポイント

- ① 人がミスをする背景には人間の行動特性 (ヒューマンファクター) が関係している。
- ② ヒヤリハットは、「災害になる前の脱出事例」であり「成功事例」でもある。

☆用語の意味☆

- ・ 「建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入等」の「等」には、会員の自主的安全衛生活動として、5S（整理・整頓・清掃・清潔・^{しつけ}躰）活動、安全衛生教育、声のかけ合い運動など安全衛生管理活動のための各種の活動・運動の実施がある。

マネジメントシステム等制定の経過

1987年	ISO9001「品質マネジメントシステム」公表
1996年	ISO14001「環境マネジメントシステム」公表
1999年	OHSAS18001発行
1999年4月	厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の改正
2001年6月	ILO「安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」公表
同年11月	建災防「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」策定、公表
2006年3月	厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の改正
同年3月	「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」公表
同年6月	建災防「建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン」改訂
2018年3月	ISO45001「労働安全衛生マネジメントシステム規格」発行 (JIS Q45001) → JIS Q45100へ
2018年4月	建災防「ニューコスモス」に改訂
2019年4月	中小事業場向け「コンパクトコスモス」開発

第6条と主な安衛法令等との関係

区 分	主な安衛法令等
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置	安衛法第28条の2（事業者の行うべき調査等）、 安衛則第24条の11（危険性又は有害性等の調査）
指針の公表	安衛則第24条の12
自主的活動の促進のための指針（労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の公表）	安衛則第24条の2
労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針について	平11.4.30労働省告示第53号
労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について	平18.3.17基発第0317007号
建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン	建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインについて（平11.11.30基安発第35号）

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「改訂 安全施工サイクル」
「〈ニューコスモス〉建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの解説」
「〈ニューコスモス〉建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）構築の手引き」
「建設業のリスクアセスメント（建設業版マニュアルの解説）」
「改訂版 建設業 職長のためのリスクアセスメント—レベルアップ教育用テキスト—」
「「危険性又は有害性の特定標準モデル」を活用した建設業におけるリスクアセスメントの進め方」
「専門工事業者のためのリスクアセスメントの手引」
「安全衛生計画とリスクアセスメント」
「作業手順とリスクアセスメント」
「新リスクアセスメントの導入のポイント—「危険性又は有害性の特定」から「リスク低減措置」までの実施—」
「リスクアセスメントによる現場点検表（建築編・共通編）〈安全パトロール用〉」
「建設現場の職場環境改善マニュアル（第2版）」
「建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方」
「裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルス」
「建災防方式「新ヒヤリハット報告」活用マニュアル（第3版）」

第3節 安全衛生教育

(雇入れ時の教育等)

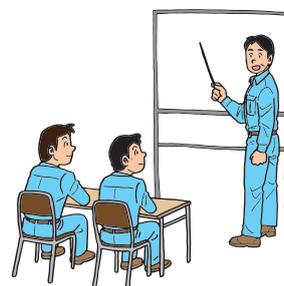
第7条 会員は、法令等の定めるところにより、次の各号に掲げる安全衛生教育を行わなければならない。

- (1) 雇入れ時の教育
- (2) 作業内容変更時の教育
- (3) 危険又は有害な業務に就く者への特別教育
- (4) 職長・安全衛生責任者教育

解説

第7条は、安衛法令等の定めにより、雇入れ時の教育、作業内容変更時の教育、危険又は有害な業務に就く者への特別教育、職長・安全衛生責任者教育を実施することを定めている。

なお、特別教育に準ずる教育として、チェーンソー以外の振動工具取扱い業務作業員教育、有機溶剤業務作業員教育、携帯用丸のこ盤使用作業従事者教育などがあるので、会員の業務実態に合わせこれらについても実施していくことが必要である。



☆用語の意味☆

「法令等」の「等」には、行政通達に基づく教育があり、例えば職長・安全衛生責任者教育、特別教育に準ずる教育がある。なお、職長教育は、安衛則でカリキュラムが定められている。

労働環境の人出不足に対応して外国人を受け入れるため、新たな在留資格制度を柱とする、出入国管理法等の一部改正がされました。

関係法規の一部改正は平成30年12月に公布され、平成31年の4月から施行されています。

そういった背景の中で、建災防においては、「建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会」という委員会を設けて協議を進め、中間のまとめを行って、令和元年6月25日に厚生労働省に要望書という形で、外国人の教育体制にかかる意見を提出しました。

要望書の内容は、特別教育に関しては、教育機関が行う場合は同一言語ごとのコースを設置すること、(社内での教育は例外を認める)通訳者を配置し、通訳に要する時間は教育時間には含めないこと、訳を付した基本テキスト、動画など適切な教材を活用すること、理解度の確認を行うこと(口頭で質問をする等)などです。

また、技能講習、職長教育に関しては、一定の日本語能力を有することを前提として、日本人と同等の方法により行うこととすること、雇入れ時・変更時の安全衛生教育に関しては翻訳された教材、視聴覚機材などを使用すること、日本語の上手な労働者等に通訳等の補助を依頼して行うこと、などです。

今後増加する外国人労働者への適切な教育環境を整えていく必要があります。

※建災防HPでは外国人建設就労者のための安全衛生教育映像教材(言語選択)や安全看板等を作成していますので活用して下さい。

第7条と主な安衛法令等との関係

区 分	主な安衛法令等
雇入れ時等の教育（作業（内容の）変更時の教育）	安衛法第59条、安衛則第35条
（危険又は有害な業務に就く者への）特別教育を必要とする業務	安衛法第59条、安衛則第36条～第39条
職長等の教育	安衛法第60条、安衛法施行令第19条、安衛則第40条
職長・安全衛生責任者教育	建設業における安全衛生責任者に対する教育及び職長等教育講師養成講座等のカリキュラム（平18.5.12基発第0512004号）

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「雇入れ時・送り出し時・新規入場時教育用安全衛生ハンドブック」
「新規参入者教育用テキスト」
「建設業新規入場者教育の手引―進め方と実施例―」
「建設業専門工事業者のための送り出し教育の手引」
「新版 職長・安全衛生責任者教育テキスト―リスクアセスメントを導入した―」
「改訂版 建設業 職長のためのリスクアセスメント―レベルアップ教育用テキスト―」
「職長・安全衛生責任者 能力向上教育テキスト」
「職長・安全衛生責任者能力向上教育 グループ演習用視聴覚教材（DVD/CD-ROM）」
「新版 目で見る安全（現場写真集）シリーズ」

(その他自主的な教育)

第8条 会員は、労働者に対し、次の各号に掲げる教育及び研修を行い、又はこれを受ける機会を与えるように努めなければならない。

- (1) 危険予知活動に関する研修
- (2) リスクアセスメントに関する研修
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修
- (4) 安全衛生管理業務に関する能力向上教育
- (5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育
- (6) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）
- (7) 新規入場者教育
- (8) 送り出し教育

解 説

第8条は、会員は(1)～(8)の教育又は研修を労働者に対し行うよう努める、又は、建災防等が行う同教育又は研修を受ける機会を与えるよう努めることを定めている。

本条の自主的な教育は、安全性の感性を育んだ人材を会員企業内に配置することであり、会員はこれら自主的教育の実施に一層積極的に取り組んでいくことが必要である。

- (1) 危険予知活動（KYK）（危険予知訓練（KYK）を含む）に関する研修
- (2) リスクアセスメントに関する研修
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修（コスモスに関する研修を意味する）
- (4) 安全衛生管理業務に関する能力向上教育
- (5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育
- (6) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）
- (7) 新規入場者教育
- (8) 送り出し教育

なお、建設従事者教育は、危険への感受性を強化するための危険を安全に体感させる内容を含め、建設労働者を対象に実施する教育である。建設従事者教育は、参加、体験、実践型の教育であり、作業員一人ひとりの危険への感受性を高めるという点で、事業場の安全衛生水準の向上に結びつくため、重要で、かつ、効果がある。



また、新規入場者は就労7日以内に現場で労働災害にあう被災率が50%程度と高い。このことから、時間的制約の中で実施する新規入場者教育の一層の有効性を確保する意味で、送り出し教育を実施することが必要である。

送り出し教育は、建設現場に就労する作業員に対し、安全意識の高揚、不安全行動の抑止のため、現場に入場する前（前日まで）に、その会社の会議室や宿舍等で、事業者あるいは工事担当管理者が現場の安全ルールや、作業手順、安全施工管理体制などについて行う教育である。

第8条と主な安衛法令等との関係

区 分	主な安衛法令等
(1) 危険予知活動（KYK）に関する研修	
(2) リスクアセスメントに関する研修	リスクアセスメント担当者（製造業等）研修実施要領（平12.9.14基発第577号別添3）
(3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する研修	労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領（平11.6.11基発第372号別添2）
(4) 安全衛生管理業務に関する能力向上教育	安衛法第19条の2、安衛則第24条、労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平18.3.31能力向上教育指針公示第5号）、同公示について（平8.3.31基発第0331023号） 建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成29年2月20日基発0220第3号）
(5) 危険又は有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育	安衛法第60条の2、安衛則第40条の2、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平8.12.4安全衛生教育指針公示第4号）、同公示について（平8.12.4基発第702号）
(6) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）	建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平15.3.25基安発第0325001号）
(7) 新規入場者教育	建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平19.3.22基発第0322002号）
(8) 送り出し教育	

第4節 快適な職場環境の形成

(快適な職場環境の形成)

第9条 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理すること等の措置を講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

解説

第9条は、安衛法第1条の目的にある「快適な職場環境の形成を促進する」ことであり、会員として具体的に取り組むべき必要事項である。

快適な職場環境にすべき内容としては、次のことがある。

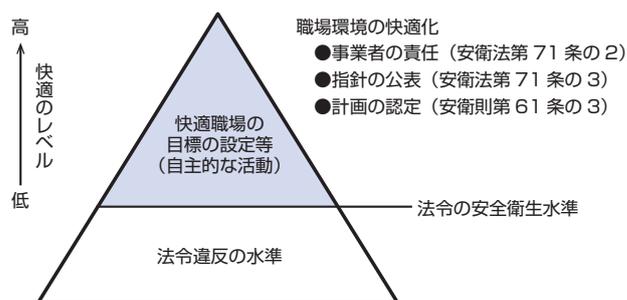
- (1) 作業環境の改善⇔空気環境、温熱条件、視環境、音環境、作業空間
- (2) 作業方法の改善⇔不良姿勢作業（腰、腕、姿勢）、重筋作業、緊張作業、機械操作
- (3) 疲労回復支援施設の充実⇔休憩室等、洗身施設、相談室等、環境整備（緑化等）
- (4) 職場生活支援施設の充実⇔トイレ、洗面所、更衣室等、食堂等、給湯設備等

また、快適な職場づくりの取組として「平成27年6月1日に施行された受動喫煙防止対策に係る規程」、「第10次粉じん障害防止総合対策」、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」などに基づく対策の推進にも取り組み、安全で健康的な快適職場づくりの定着に努めることが必要である。

なお、「建災防方式無記名ストレスチェック」による職場環境改善対策は、第181条の3を参照されたい。

☆用語の意味☆

「作業環境を快適な状態に維持管理すること等」の「等」には、作業方法の改善、疲労回復支援施設の充実がある。



第9条と主な安衛法令等との関係

区 分	主な安衛法令等
事業者の講ずる措置	安衛法第71条の2
快適な職場環境の形成のための指針の公表等	安衛法第71条の3
事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針	平4.7.1 労働省告示第59号 改正平9.9.25労働省告示第104号
国の援助	安衛法第71条の4、安衛則第61条の3
快適職場形成促進事業の施行について	平4.7.1 基発第391号
建設業における快適職場形成の推進について	平7.9.26基発第13号
騒音障害防止のためのガイドラインについて	平4.10.1 基発第546号
受動喫煙の防止	安衛法第68条の2
第10次粉じん障害防止総合対策	令5.3.30基発0330第3号
STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン	
労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について	平27.5.15基安発0515第1号

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「建設業における快適職場づくりのすすめ方」